

東海旅客鉄道株式会社障がい者用ＩＣカード乗車券運送約款（精神障害者保健福祉手帳の呈示の取扱変更等に伴う改正）

現行	改正
(前略)	(前略)
(用語の意義)	(用語の意義)
第３条 この約款における主な用語の意義は、次の各号に掲げるとおりとします。	第３条 この約款における主な用語の意義は、次の各号に掲げるとおりとします。
(１) 「第１種身体障害者」とは、身体障害者規則に定める第１種身体障害者をいいます。	(１) 「第１種身体障害者」とは、身体障害者規則に定める第１種身体障害者をいいます。
(中略)	(中略)
(１２) 「介護者用ＴＯＩＣＡ定期券」とは、障がい者用ＴＯＩＣＡ定期券のうち、本人用ＴＯＩＣＡ定期券と同時に使用して乗車することを条件に、介護者のために発売するものをいいます。	(１２) 「介護者用ＴＯＩＣＡ定期券」とは、障がい者用ＴＯＩＣＡ定期券のうち、本人用ＴＯＩＣＡ定期券と同時に使用して乗車することを条件に、介護者のために発売するものをいいます。
(中略)	(１３) 「手帳」とは、 <u>身体障害者手帳、療育手帳及び精神障害者保健福祉手帳の総称をいいます。</u>
(障がい者用ＴＯＩＣＡ乗車券の使用方法)	(中略)
第６条 障がい者用ＴＯＩＣＡは、本人用ＴＯＩＣＡを使用する障がい者と、介護者用ＴＯＩＣＡを使用する介護者が、同一区間及び同一経路を同一の列車に乗車 <u>する場合に限って、使用できるものとします。</u>	(障がい者用ＴＯＩＣＡ乗車券の使用方法)
第２条 障がい者用ＴＯＩＣＡ定期券は、本人用ＴＯＩＣＡ定期券を使用する障がい者と、介護者用ＴＯＩＣＡ定期券を使用する介護者が、同一区間及び同一経路を同一の列車に乗車 <u>する場合に限って、使用できるものとします。</u>	第６条 障がい者用ＴＯＩＣＡ <u>を使用して乗車する場合は</u> 、本人用ＴＯＩＣＡを使用 <u>して乗車</u> する障がい者と、介護者用ＴＯＩＣＡを使用 <u>して乗車</u> する介護者が、同一区間及び同一経路を同一の列車に乗車 <u>しなければなりません。</u>
第３条 利用者は、障がい者用ＴＯＩＣＡ乗車券を使用して乗車する際は、手帳を携帯して、係員の請求があったときは、いつでも呈示しなければなりません。	第２条 障がい者用ＴＯＩＣＡ定期券 <u>を使用して乗車する場合は</u> 、本人用ＴＯＩＣＡ定期券を使用 <u>して乗車</u> する障がい者と、介護者用ＴＯＩＣＡ定期券を使用 <u>して乗車</u> する介護者が、同一区間及び同一経路を同一の列車に乗車 <u>しなければなりません。</u>
	第３条 利用者は、障がい者用ＴＯＩＣＡ乗車券を使用して乗車する際は、 <u>有効な手帳を携帯して、係員の請求があったときは、いつでも呈示しなければなりません。なお、携帯及び呈示する手帳は、身体障害者手帳を呈示して購入した障がい者用ＴＯＩＣＡ乗車券を使用して乗車する場合は身体障害者手帳、療育手帳を呈示して購入した障がい者用ＴＯＩＣＡ乗車券を使用して乗車する場合は療育手帳、精神障害者保健福祉手帳を呈示して購入した障がい者用ＴＯＩＣＡ乗車券を使用して乗車する場合は精神障害者保健福祉手帳に限り。</u>
	<u>第４条 前各項の規定によるほか、障がい者用ＴＯＩＣＡ乗車券は、ＴＯＩＣＡ約款第８条第３項第１号及び第２号の定めにより使用することができます。</u>

現行	改正
(手帳の呈示の特例) 第7条 この約款に定める手帳の呈示のうち、<u>身体障害者手帳及び療育手帳の呈示</u>については、「<u>マイナンバーカードを活用した身体障害者手帳等情報のデジタル化による本人確認について</u>」(令和2年10月19日国鉄事第304号国土交通省鉄道局長通知)によるもの又は「<u>マイナンバーカードを活用した障害者手帳等情報のデジタル化による本人確認について(通知)</u>」(令和4年1月18日国鉄事第602号国土交通省鉄道局長通知)によるものを呈示することによって代えることができます。ただし、当社が認めた場合に限りです。 (注) 前条第3項に規定するとおり、障がい者用TOICAを使用して乗車する際は手帳の携帯が必要です。 (当社による使用停止措置等) 第8条 当社は、障がい者用TOICA乗車券の利用状況の確認を定期的に行うものとし、第6条の規定に反して使用した疑いがある等、必要があるときは、障がい者用TOICA乗車券の使用停止措置を行うことがあるほか、本人用TOICA又は本人用TOICA定期券に登録された記名人の連絡先に利用状況の確認のための連絡を行うことがあります。 (中略) (障がい者用TOICAの発売) 第10条 障がい者用TOICAの購入を申し込む障がい者は、氏名及び生年月日等を記載した別表に定める障がい者用TOICA乗車券申込書を取扱箇所に提出し、かつ有効な<u>身体障害者手帳、療育手帳又は精神障害者保健福祉手帳(以下これらを総称して「手帳」といいます。)</u>を係員に呈示し、障がい者であることを証明しなければなりません。ただし、別に定めるところにより、障がい者本人の代理人から申込みを受けることがあります。 (注) 障がい者本人の代理人が申し込む場合であっても、障がい者本人の手帳を係員に呈示しなければなりません。 (中略) (障がい者用TOICAへの変更) 第11条 第10条第1項に規定する申込みをする者が、TOICA(EX-ICカード(TOICA機能付き)及び小児用TOICAを除きます。)を取扱箇所に差し出した場合は、当社は、当該TOICAのSF	(手帳の呈示の特例) 第7条 この約款に定める手帳の呈示については、「<u>マイナンバーカードを活用した障害者手帳等情報のデジタル化による本人確認について</u>」(令和8年5月14日国鉄事第217号国土交通省鉄道局長通知)によるものを呈示することによって代えることができるものとします。ただし、当社が認めた場合に限りです。 (注) 前条第3項に規定するとおり、障がい者用TOICA<u>乗車券</u>を使用して乗車する際は<u>有効な</u>手帳の携帯が必要です。 (当社による使用停止措置等) 第8条 当社は、障がい者用TOICA乗車券の利用状況の確認を定期的に行うものとし、第6条の規定に反して使用して<u>乗車した</u>疑いがある等、必要があるときは、障がい者用TOICA乗車券の使用停止措置を行うことがあるほか、本人用TOICA又は本人用TOICA定期券に登録された記名人の連絡先に利用状況の確認のための連絡を行うことがあります。 (中略) (障がい者用TOICAの発売) 第10条 障がい者用TOICAの購入を申し込む障がい者は、氏名及び生年月日等を記載した別表に定める障がい者用TOICA乗車券申込書を取扱箇所に提出し、かつ有効な<u>手帳</u>を係員に呈示し、障がい者であることを証明しなければなりません。ただし、別に定めるところにより、障がい者本人の代理人から申込みを受けることがあります。 (注) 障がい者本人の代理人が申し込む場合であっても、障がい者本人の<u>有効な</u>手帳を係員に呈示しなければなりません。 (中略) (障がい者用TOICAへの変更) 第11条 第10条第1項に規定する申込みをする者が、TOICA(EX-ICカード(TOICA機能付き)及び小児用TOICAを除きます。)を取扱箇所に差し出した場合は、当社は、当該TOICAのSF

現行	改正
残額と同額のＳＦ残額を持つ障がい者用ＴＯＩＣＡへの変更の取扱いを行います。 ２ 前項の場合であって、記名式ＴＯＩＣＡから介護者用ＴＯＩＣＡへの変更を申し出るときは、ＴＯＩＣＡ約款第 19 条第 3 項の規定に準じて、再発行等申込書を取扱箇所へ提出し、かつ公的証明書等の<u>提示</u>により当該記名式ＴＯＩＣＡの記名人であることを証明しなければなりません。 (障がい者用ＴＯＩＣＡ定期券の発売) 第 12 条 本人用ＴＯＩＣＡの記名人である障がい者が、当該本人用ＴＯＩＣＡと介護者用ＴＯＩＣＡの両方を取扱箇所へ同時に差し出して、氏名及び生年月日等を記載した障がい者用ＴＯＩＣＡ乗車券申込書を提出し、かつ手帳を係員に呈示して障がい者であることを証明したうえで申し出た場合は、身体障害者規則第 4 条第 1 項第 2 号、知的障害者規則第 4 条第 1 項第 2 号又は精神障害者規則第 4 条第 1 項第 2 号に規定する割引の定期乗車券を搭載した本人用ＴＯＩＣＡ定期券及び介護者用ＴＯＩＣＡ定期券を同時に発売します。このとき、第 14 条第 3 項に規定する有効期間の延長の取扱いを同時に行うものとします。 (中略) (第 1 種精神障害者に発売した障がい者用ＴＯＩＣＡ定期券の有効期間の特例) 第 15 条 第 12 条の規定により第 1 種精神障害者に障がい者用ＴＯＩＣＡ定期券を発売した場合であって、当該障がい者用ＴＯＩＣＡ定期券に搭載された割引の定期乗車券の有効期間内に当該第 1 種精神障害者が所持する精神障害者保健福祉手帳の有効期限の日が到来するときは、前条第 2 項の規定にかかわらず当該定期乗車券の有効期間の終了日を当該障がい者用ＴＯＩＣＡ定期券の障がい者用ＴＯＩＣＡ乗車券としての有効期間の終了日とします。なお、この場合であっても、当該障がい者用ＴＯＩＣＡ定期券を使用して乗車するときは、手帳の携帯が必要です。 (介護者用ＴＯＩＣＡ及び介護者用ＴＯＩＣＡ定期券の効力の特例) 第 16 条 介護者用ＴＯＩＣＡは、本人用ＴＯＩＣＡを使用する障がい者を介護する目的において、大人の介護者 1 人が使用することができます。ただし、ＳＦから第 13 条に定める額を減額することを承諾した場合に	残額と同額のＳＦ残額を持つ障がい者用ＴＯＩＣＡへの変更の取扱いを行います。 ２ 前項の場合であって、記名式ＴＯＩＣＡから介護者用ＴＯＩＣＡへの変更を申し出るときは、ＴＯＩＣＡ約款第 19 条第 3 項の規定に準じて、再発行等申込書を取扱箇所へ提出し、かつ公的証明書等の<u>呈示</u>により当該記名式ＴＯＩＣＡの記名人であることを証明しなければなりません。 (障がい者用ＴＯＩＣＡ定期券の発売) 第 12 条 本人用ＴＯＩＣＡの記名人である障がい者が、当該本人用ＴＯＩＣＡと介護者用ＴＯＩＣＡの両方を取扱箇所へ同時に差し出して、氏名及び生年月日等を記載した障がい者用ＴＯＩＣＡ乗車券申込書を提出し、かつ<u>有効な</u>手帳を係員に呈示して障がい者であることを証明したうえで申し出た場合は、身体障害者規則第 4 条第 1 項第 2 号、知的障害者規則第 4 条第 1 項第 2 号又は精神障害者規則第 4 条第 1 項第 2 号に規定する割引の定期乗車券を搭載した本人用ＴＯＩＣＡ定期券及び介護者用ＴＯＩＣＡ定期券を同時に発売します。このとき、第 14 条第 3 項に規定する有効期間の延長の取扱いを同時に行うものとします。 (中略) (第 1 種精神障害者に発売した障がい者用ＴＯＩＣＡ定期券の有効期間の特例) 第 15 条 第 12 条の規定により第 1 種精神障害者に障がい者用ＴＯＩＣＡ定期券を発売した場合であって、当該障がい者用ＴＯＩＣＡ定期券に搭載された割引の定期乗車券の有効期間内に当該第 1 種精神障害者が所持する精神障害者保健福祉手帳の有効期限の日が到来するときは、前条第 2 項の規定にかかわらず当該定期乗車券の有効期間の終了日を当該障がい者用ＴＯＩＣＡ定期券の障がい者用ＴＯＩＣＡ乗車券としての有効期間の終了日とします。なお、この場合であっても、当該障がい者用ＴＯＩＣＡ定期券を使用して乗車するときは、<u>有効な精神障害者保健福祉</u>手帳の携帯が必要です。 (介護者用ＴＯＩＣＡ及び介護者用ＴＯＩＣＡ定期券の効力の特例) 第 16 条 介護者用ＴＯＩＣＡは、本人用ＴＯＩＣＡを使用する障がい者を介護する目的において、大人の介護者 1 人が使用<u>して乗車</u>することができます。ただし、ＳＦから第 13 条に定める額を減額することを承諾した

現行	改正
は、係員が介護能力があると認める小児 1 人が使用することができます。 2 介護者用 T O I C A 定期券は、T O I C A 約款 35 条第 1 項の規定にかかわらず、本人用 T O I C A 定期券を使用する障がい者を介護する目的において、大人の介護者 1 人が使用することができます。ただし、S F から第 13 条に定める額を減額することを承諾し、かつ定期旅客運賃の差額の払いもどしを行わないことを承諾した場合には、係員が介護能力があると認める小児 1 人が使用することができます。 (障がい者用 T O I C A 乗車券が無効となる場合) 第 17 条 障がい者用 T O I C A 乗車券は、T O I C A 約款第 23 条及び第 36 条に定める場合のほか、次の各号に該当する場合は、無効として回収します。この場合デポジットは返却しません。 (1) 使用資格、氏名又は年齢を偽って購入した障がい者用 T O I C A 乗車券を使用した場合 (中略) (5) 手帳を携帯せずに障がい者用 T O I C A 乗車券を使用して乗車した場合又は係員の請求があった際に手帳の呈示を拒んだ場合 (中略) (障がい者用 T O I C A 定期券の払いもどし) 第 20 条 障がい者は、障がい者用 T O I C A 定期券が不要となった場合は、取扱箇所に本人用 T O I C A 定期券及び介護者用 T O I C A 定期券の両方を同時に差し出して、払いもどしを請求することができます。ただし、当該障がい者用 T O I C A 定期券の第 14 条に規定する有効期間の終了日の翌日以降に払いもどしを請求する場合は、手数料は収受しません。 2 前項の規定による障がい者用 T O I C A 定期券の払いもどしは、T O I C A 約款第 41 条に規定する T O I C A 定期券の払いもどしに準じて取り扱うこととし、障がい者が取扱箇所に再発行等申込書を提出し、かつ公的証明書等の <u>提示</u>により当該障がい者用 T O I C A 定期券の記名人であることを証明した場合に限って取り扱います。ただし、別に定めるところにより、当該障がい者用 T O I C A 定期券の記名人の代理人に対し、払いもどしをすることがあります。	場合には、係員が介護能力があると認める小児 1 人が使用 <u>して乗車</u> することができます。 2 介護者用 T O I C A 定期券は、T O I C A 約款 35 条第 1 項の規定にかかわらず、本人用 T O I C A 定期券を使用 <u>して乗車</u> する障がい者を介護する目的において、大人の介護者 1 人が使用 <u>して乗車</u> することができます。ただし、S F から第 13 条に定める額を減額することを承諾し、かつ定期旅客運賃の差額の払いもどしを行わないことを承諾した場合には、係員が介護能力があると認める小児 1 人が使用 <u>して乗車</u> することができます。 (障がい者用 T O I C A 乗車券が無効となる場合) 第 17 条 障がい者用 T O I C A 乗車券は、T O I C A 約款第 23 条及び第 36 条に定める場合のほか、次の各号に該当する場合は、無効として回収します。この場合デポジットは返却しません。 (1) 使用資格、氏名又は年齢を偽って購入した障がい者用 T O I C A 乗車券を使用 <u>して乗車</u> した場合 (中略) (5) <u>有効な</u> 手帳を携帯せずに障がい者用 T O I C A 乗車券を使用して乗車した場合又は係員の請求があった際に <u>有効な</u> 手帳の呈示を拒んだ場合 (中略) (障がい者用 T O I C A 定期券の払いもどし) 第 20 条 障がい者は、障がい者用 T O I C A 定期券が不要となった場合は、取扱箇所に本人用 T O I C A 定期券及び介護者用 T O I C A 定期券の両方を同時に差し出して、払いもどしを請求することができます。ただし、当該障がい者用 T O I C A 定期券の第 14 条に規定する有効期間の終了日の翌日以降に払いもどしを請求する場合は、手数料は収受しません。 2 前項の規定による障がい者用 T O I C A 定期券の払いもどしは、T O I C A 約款第 41 条に規定する T O I C A 定期券の払いもどしに準じて取り扱うこととし、障がい者が取扱箇所に再発行等申込書を提出し、かつ公的証明書等の <u>呈示</u>により当該障がい者用 T O I C A 定期券の記名人であることを証明した場合に限って取り扱います。ただし、別に定めるところにより、当該障がい者用 T O I C A 定期券の記名人の代理人に対し、払いもどしをすることがあります。

現行	改正
(障がい者用ＴＯＩＣＡ定期券に搭載された定期乗車券のみの払いもどし) 第 21 条 障がい者は、障がい者用ＴＯＩＣＡ定期券に搭載された定期乗車券のみが不要となった場合は、取扱箇所に本人用ＴＯＩＣＡ定期券と介護者用ＴＯＩＣＡ定期券の両方を同時に差し出して、定期乗車券の払いもどし並びに当該本人用ＴＯＩＣＡ定期券及び介護者用ＴＯＩＣＡ定期券のＳＦ残額と同額のＳＦ残額をもつ本人用ＴＯＩＣＡ及び介護者用ＴＯＩＣＡの交付を請求することができます。 2 前項に規定する障がい者用ＴＯＩＣＡ定期券に搭載された定期乗車券のみの払いもどしは、ＴＯＩＣＡ約款第 41 条の 2 に定めるＴＯＩＣＡ定期券に搭載された定期乗車券のみの払いもどしに準じて取り扱うこととし、障がい者が取扱箇所に再発行等申込書を提出し、かつ公的証明書等の<u>提示</u>により当該障がい者用ＴＯＩＣＡ定期券の記名人であることを証明した場合に限って取り扱います。ただし、別に定めるところにより、当該障がい者用ＴＯＩＣＡ定期券の記名人の代理人に対し、払いもどしをすることがあります。 (障がい者用ＴＯＩＣＡ乗車券の紛失再発行) 第 22 条 障がい者用ＴＯＩＣＡの紛失再発行は、ＴＯＩＣＡ約款第 26 条に定める記名式ＴＯＩＣＡの紛失再発行に準じて取扱箇所において取り扱い、障がい者用ＴＯＩＣＡ定期券の紛失再発行は、ＴＯＩＣＡ約款第 38 条に定めるＴＯＩＣＡ定期券の紛失再発行に準じて取扱箇所において取り扱います。ただし、いずれの場合においても、障がい者は、再発行するＴＯＩＣＡ乗車券の交付を受けるときに、係員に手帳を<u>提示</u>し、障がい者であること及び当該障がい者用ＴＯＩＣＡ乗車券の記名人であることを証明しなければなりません。 2 前項に規定する取扱いは、障がい者用ＴＯＩＣＡ乗車券のいずれか一方のみを紛失した場合であっても行います。この場合、紛失した障がい者用ＴＯＩＣＡ乗車券について使用停止措置を行った後は、利用者は、当該措置を行った障がい者用ＴＯＩＣＡ乗車券の再発行を受けない限り、他方の障がい者用ＴＯＩＣＡ乗車券を使用することはできません。 3 別に定めるところにより、当該障がい者用ＴＯＩＣＡ乗車券の記名人の代理人に対し、前各項の取扱いを行うことがあります。この場合であ	(障がい者用ＴＯＩＣＡ定期券に搭載された定期乗車券のみの払いもどし) 第 21 条 障がい者は、障がい者用ＴＯＩＣＡ定期券に搭載された定期乗車券のみが不要となった場合は、取扱箇所に本人用ＴＯＩＣＡ定期券と介護者用ＴＯＩＣＡ定期券の両方を同時に差し出して、定期乗車券の払いもどし並びに当該本人用ＴＯＩＣＡ定期券及び介護者用ＴＯＩＣＡ定期券のＳＦ残額と同額のＳＦ残額をもつ本人用ＴＯＩＣＡ及び介護者用ＴＯＩＣＡの交付を請求することができます。 2 前項に規定する障がい者用ＴＯＩＣＡ定期券に搭載された定期乗車券のみの払いもどしは、ＴＯＩＣＡ約款第 41 条の 2 に定めるＴＯＩＣＡ定期券に搭載された定期乗車券のみの払いもどしに準じて取り扱うこととし、障がい者が取扱箇所に再発行等申込書を提出し、かつ公的証明書等の<u>呈示</u>により当該障がい者用ＴＯＩＣＡ定期券の記名人であることを証明した場合に限って取り扱います。ただし、別に定めるところにより、当該障がい者用ＴＯＩＣＡ定期券の記名人の代理人に対し、払いもどしをすることがあります。 (障がい者用ＴＯＩＣＡ乗車券の紛失再発行) 第 22 条 障がい者用ＴＯＩＣＡの紛失再発行は、ＴＯＩＣＡ約款第 26 条に定める記名式ＴＯＩＣＡの紛失再発行に準じて取扱箇所において取り扱い、障がい者用ＴＯＩＣＡ定期券の紛失再発行は、ＴＯＩＣＡ約款第 38 条に定めるＴＯＩＣＡ定期券の紛失再発行に準じて取扱箇所において取り扱います。ただし、いずれの場合においても、障がい者は、再発行するＴＯＩＣＡ乗車券の交付を受けるときに、係員に<u>有効な</u>手帳を<u>呈示</u>し、障がい者であること及び当該障がい者用ＴＯＩＣＡ乗車券の記名人であることを証明しなければなりません。 2 前項に規定する取扱いは、障がい者用ＴＯＩＣＡ乗車券のいずれか一方のみを紛失した場合であっても行います。この場合、紛失した障がい者用ＴＯＩＣＡ乗車券について使用停止措置を行った後は、利用者は、当該措置を行った障がい者用ＴＯＩＣＡ乗車券の再発行を受けない限り、他方の障がい者用ＴＯＩＣＡ乗車券を使用<u>して乗車</u>することはできません。 3 別に定めるところにより、当該障がい者用ＴＯＩＣＡ乗車券の記名人の代理人に対し、前各項の取扱いを行うことがあります。この場合であ

現行	改正
っても、当該代理人は、再発行するＴＯＩＣＡ乗車券の交付を受けるときに、障がい者本人の手帳を係員に呈示しなければなりません。 (以下略)	っても、当該代理人は、再発行するＴＯＩＣＡ乗車券の交付を受けるときに、障がい者本人の <u>有効な</u> 手帳を係員に呈示しなければなりません。 (以下略)
別表（第 10 条） <u>（略）</u>	別表（第 10 条） <u>（別添参照）</u>

附則

この通達は、2026 年 6 月 14 日から適用する。ただし、別表に係る改正は 2026 年 7 月 1 日から施行する。

障がい者用ＴＯＩＣＡ乗車券申込書

障がい者用ＴＯＩＣＡ乗車券は、各自治体で発行する身体障害者手帳、療育手帳又は精神障害者保健福祉手帳をお持ちのお客さまとその介護者様がご利用いただけるＩＣカード乗車券です。

（注１）小児用の設定はありません。

（注２）身体障害者手帳、療育手帳又は精神障害者保健福祉手帳は、本人の写真が貼り付けられており、かつ「旅客鉄道株式会社（等）旅客運賃減額」欄に第１種の記載があるものに限りです。

私は、下記の【確認事項】と【個人情報の取扱いについて】の記載内容を確認し、全て同意のうえ、障がい者用ＴＯＩＣＡ乗車券の購入又は有効期間の延長を申し込みます。

障がい者ご本人のお名前		必須	身体障害者手帳・療育手帳・ 精神障害者保健福祉手帳番号
フリガナ			号
氏名		必須	生年月日（ご本人）
			年 月 日
			電話番号 （ご本人又はその介護者）

【確認事項】

下記の確認事項をお読みいただき、全て同意のうえ、ご確認欄にチェックをしてください。

ご確認欄

①	●障がい者用ＴＯＩＣＡ乗車券に関する規定 ・障がい者用ＴＯＩＣＡ乗車券のご利用にかかわる事項は、「東海旅客鉄道株式会社ＩＣカード乗車券運送約款」及び「東海旅客鉄道株式会社障がい者用ＩＣカード乗車券運送約款」の適用を受けます。	☐
②	●ご乗車方法 <ご本人とその介護者が同一行程でご乗車ください。> ・ご本人とその介護者は、障がい者用ＴＯＩＣＡ乗車券の使用にあたり同一区間及び同一経路を同一の列車に乗車する場合に限って、使用できるものとします。 ・介護者は、任意の１名のお客さまとすることができます。	☐
③	●ご利用状況の確認 ・当社は、障がい者用ＴＯＩＣＡ乗車券のご利用状況の確認を定期的に行うものとし、詳細なご利用状況の確認が必要と認められる場合は、障がい者用ＴＯＩＣＡ乗車券の使用停止措置を行うことがあるほか、ご利用状況の確認及び適切なご乗車方法についてご案内を行うため、上記の連絡先に連絡を行うことがあります。	☐
④	●有効期間 ・障がい者用ＴＯＩＣＡ乗車券の有効期間は、ご購入日から起算して１年間です。ただし、精神障害者保健福祉手帳をお持ちのお客さまに発売した障がい者用ＴＯＩＣＡ乗車券であって、ご購入日から起算して１年以内に精神障害者保健福祉手帳の有効期限の日が到来するときは、その有効期限の日を当該障がい者用ＴＯＩＣＡ乗車券の有効期間の終了日とします。 ・障がい者用ＴＯＩＣＡに精神障害者割引が適用された定期乗車券の機能を搭載する場合であって、定期乗車券の有効期間内に精神障害者保健福祉手帳の有効期限の日が到来するときは、当該定期乗車券の有効期間の終了日を当該障がい者用ＴＯＩＣＡ定期券の障がい者用ＴＯＩＣＡ乗車券としての有効期間の終了日とします。 ・障がい者用ＴＯＩＣＡ乗車券の有効期間の延長を希望する場合は、当社の指定する駅に障がい者用ＴＯＩＣＡ乗車券（本人用及び介護者用の両方）を持参し、身体障害者手帳、療育手帳又は精神障害者保健福祉手帳を呈示するとともに、申込書に必要事項を記入して提出する必要があります。	☐

◆定期券購入内容

区 間	～	定期券 の種類	本人		介護者
			通 勤 ・ 通 学		通 勤
経 由		学校名			
使 用 開始日	年 月 日から	有 効 期 間	1 か月 ・ 3 か月 ・ 6 か月		
種 類	新 規 ・ 継 続	お支払 方 法	現 金 ・ クレジットカード		
定期券有効期間外におけるカード残額の利用			可 ・ 否	「可」…乗車区間の運賃を減額します。 「否」…定期券期間外は改札機を通れません。	

※通学 ☐ 証明書 ☐ 兼用証明書 証明書番号 ()

◆取扱事業者使用欄

障がい者用ＴＯＩＣＡ乗車券発売・有効期間更新・個人情報変更時の資格確認使用書類	
☐ 身体障害者手帳 ☐ 療育手帳 ☐ 精神障害者保健福祉手帳	
・日　　　時： ・窓 口 番 号： ・本人用 ＩＤ：（下４桁） ・取 扱 業 務： ☐ 障がい者用 TOICA 発売／障がい者用 TOICA 定期券発売 ☐ 磁気定期券からの発行替え ☐ 有効期間更新 ☐ 個人情報変更・券面再印刷（ ☐ 本人用・ ☐ 介護者用） ☐ その他（　　　　　　　　　　　　　　　）	
記事欄	

備考 この様式は、必要に応じてさ少の変更をすることがあります。

取扱者 (サイン又は押印)

【個人情報の取扱いについて】

当社は、ご記入いただいた個人情報を要配慮個人情報として取得し、以下の利用目的の達成に必要な範囲で利用します。

1. 取得する個人情報

ご本人の氏名、手帳（身体障害者手帳、療育手帳又は精神障害者保健福祉手帳）番号、生年月日及びご本人又はその介護者の電話番号

2. 利用目的

取得した個人情報の利用目的は、以下に定めるとおりとし、これに関連する目的も含むものとします。

- ① 障がい者用ＴＯＩＣＡ乗車券に関する手続きのため（ご利用資格の確認、有効期間の更新、変更、払いもどし等）
- ② 障がい者用ＴＯＩＣＡ乗車券のご利用状況の確認（使用停止手配を含む）のため
- ③ 障がい者用ＴＯＩＣＡ乗車券のご本人へのご利用状況の確認及び適切なご利用方法のご案内に関する連絡のため
- ④ 障がい者用ＴＯＩＣＡ乗車券にかかわるサービスの実施及び改善のため
- ⑤ その他上記の各目的に準ずるか、これらに関連する目的のため

3. 個人情報の共同利用

当社、ＴＯＩＣＡ発行事業者及びＴＯＩＣＡと相互利用するＩＣカードの発行事業者は「1. 取得する個人情報」に記載する個人情報を「2. 利用目的」に記載する利用目的の達成に必要な範囲で共同して利用します。

- ① 共同して利用する個人情報の項目
ご本人の氏名、手帳（身体障害者手帳、療育手帳又は精神障害者保健福祉手帳）番号、生年月日、ご本人又はその介護者の電話番号
- ② 共同して利用する者の範囲
ＴＯＩＣＡ発行事業者及びＴＯＩＣＡと相互利用するＩＣカードの発行事業者
- ③ 利用目的
「2. 利用目的」に記載する利用目的を達成するため
- ④ 個人情報の管理について責任を有する者の名称及び住所並びに代表者の氏名
東海旅客鉄道株式会社
愛知県名古屋市中村区名駅一丁目1番4号 JRセントラルタワーズ
代表取締役社長 丹羽 俊介
2026年6月23日時点での情報です。
最新の情報は、当社HPの会社概要（<https://company.jr-central.co.jp/company/outline/>）又は個人情報保護に関する方針（プライバシーポリシー）（<https://jr-central.co.jp/privacy/>）をご確認ください。

4. 保有個人データの開示に関する特記事項

個人情報の保護に関する法律に基づく保有個人データに関する開示等の請求等のうち、介護者用ＴＯＩＣＡの保有個人データに関わる開示等については、障がい者ご本人又は委任状その他代理権のあることを証する書類により本人から委任された代理人のみが行うことができます。